



憲法講演会 Part



三月一日夜、富士・九条の会
は憲法講演会。パートIIをロゼン
アター第一会議室で開催。降り
しきる雨の中、六十余名が参加
しました。小

長谷さんは、
立憲主義と
平和主義に
ついてや比較
不能な価値
の共存は国
家間では可
能かなど前
回提起した
テーマについて1時間余り講義し
ました。(内容レポートは裏面)



その後のQ&Aでは天皇、自衛
隊、女性の権利など改憲について
の質問が相次ぎました。また、ア
ンケートには意見や感想が多数
寄せられました。(別紙参照)

なお、講演会を撮ったビデオ
(DVD、VHS)の貸し
出しをします。事務
局で管理しておりま
すので、お気軽に
お申し出下さい。



2月の活動報告

十六日夜、小長谷保さんを
講師に迎え、講演会「憲法とは
何か?」の改正論議に併せ
て「ロゼンアターで開催。九十
余名が参加。呼びかけ人を含
む賛同者増。カンパも集まる。
富士・九条の会シンボルマー
クをデザインした缶バッジを三
百個製作。カンパを含め一個二百
円で販売を開始。

ニュース発行。ホームページ更
新。講演会パートIIの準備。

九条の会が全国交流集会

「九条の会」は、六月十日に
日本青年館で全国交流集
会を開催します。全国各地・各
界の九条の会が集うこのイベン
トに富士・九条の会も参加の
方向で準備に入りました。

九条を守る各会の動き

年金者富士九条の会

- ・2/28 吉原公民館で自民新憲
法草案の学習会
- ・3/28 鷹岡公民館で学習会
- ・4/25 鷹岡公民館で学習会
- ・5/26 マイクロバスで行く靖国
神社遊就館の特別展見学会
※参加申し込み受付中
(連絡先:土屋 Tel.71-0416)

ふじ・憲法九条を守る会

3/17 会合

岳南舞台演劇人憲法九条の会
静岡演鑑連で缶バッジ20個販売

地域労連東部ブロック

3/5 春闘総決起集会で萩原繁
之弁護士の憲法講演

東芝九条の会

6月に集会を計画中
憲法九条をまもる富士宮芝川の会

・丸の日行動…毎月9日に宣伝カ
ー、ピラ、署名

- ・だったんそば茶で資金活動
- ・3/28 発足1周年憲法学習会
「映画と講演の夕べ」

ぬまづ憲法9条の会

4/8 「映画 日本国憲法」上映
会 パレット3階 13:30より

しずおか憲法九条の会

3/18 第3回活動交流懇談会

3月20日現在

呼びかけ人 251名
賛同者 計 537名

今後の予定

第5回世話人会 6月2日(金)

昼の部 午後2時より
夜の部 午後7時より
(どちらでもご都合の良い方にご参加下さい。)
ラ・ホール富士にて

の子たちの夏へ支援

- 5月中に憲法講演会
- 6・10九条の会全国交流集会
- 7・29発足1周年のつどい
- 7・31、8・1の朗読劇「

意見広告にカンパを

「九条広告支援の会」が全国
紙に市民意見広告を載せる運
動への支援を求めています。これ
に込め、富士・九条の会でも取り
まとして募金したいと思います。
意見広告支援の旨を明示してカ
ンパして下さい。ご協力をお願い
します。

*** ご協力に感謝! ***

2月16日と3月1日の2回にわたり開催した憲法講演
会。講師を引き受けて下さった小長谷先生、雨の中を
ご参加下さった皆様、宣伝して下さい下さった方々、おかげを
もちまして講演会を成功させることができました。3月1
日に配布したアンケートでも暖かい励ましやご意見ご感
想を多数いただき、今後の活動の参考にもなりました。
また、2回の講演会で集まったカンパは65,745円、缶
バッジは70個売れました。皆様のご協力に心より感謝
申し上げます。ありがとうございました。

以上、事務局にあります。

憲法講演会「憲法とは何か？今の改正論議に併せて Part II」（3月1日）レポート

2月16日の講演会前日に急きょ設定された“Part II”。急な上にビキニデーとかち合ったことに加え、前回より激しい雨に降られてしまっており心配されましたが、60人余りという多くの方が参加しました。

小長谷さんは、今回初めて参加した方の為に前回の講義の復習から話し始めました。「法律とは国民の行動指針で対象が国民であるのに対し、憲法(現代の立憲主義の憲法)は**国家の権力を拘束する最高法規**であり、その目的は**基本的人権を守る**こと、その手段は**権力を分立させる**こと、そのもとにあるのは**個人の尊厳**(個人は生まれながらにして自由で平等であるという自然権思想)である。」として、「自由と平等だけでは社会が成立しないので、各個人が上位の権威である国家と契約して国の一員となる(社会契約説)ことを決め、その際、思想・宗教など比較不可能な価値を共存させるため、**国家は基本的人権を侵害してはならない**と決めたのが近代立憲主義の憲法である。」と説明しました。

それから、「では、国家間での価値観の相違により起こる戦争を防ぐには？」という前回の講義で提起した問題を再提示し、本日の本題に入りました。その問題の解決策として現在あげられている選択肢には、

1. 集団安全保障や世界警察として上位の権威(国際連合、国家連合)を作る
2. 軍隊を持たず、やられたら市民が集まって闘うパルチザン戦
3. 軍隊を持たず、非暴力非服従
4. 絶対的平和主義(非武装中立、右を打たれたら左を出せ)
5. 自衛のための実力組織を認める

の5つがあると、今の改憲論は選択肢1であり、日本が参加する為には九条二項が邪魔だという発想だと説明。これは非常に分かりやすく、かつ、考えると自然に浮かんでくる理論であるとしながら、その問題点を次のように列挙しました。

○国連などの上位の権威を国際安全保障の名のもとにどこかの国が利用していないか、それは本当に平和のためにやっているのかという疑問 ○防衛問題は極秘が基本なので情報が少なく議論もできないので民主政治に馴染まない ○軍拡競争やテロリズム拡大、防衛産業の利潤追求などの危険がある、など。また、国の為に死ぬことを良しとしない立憲主義国家の立場から徴兵制は認められないので傭兵や志願兵で構成せねばならず、一般市民が平和に無関心となるという学者の一説も紹介しました。更に、選択肢2~5について立憲主義からみた各々の問題も説明し、改憲派の思考を知る必要性や選択肢5を選ぶ人とも一緒に9条改正反対の運動をしようかと提案しました。

自民党新憲法草案で9条の他の問題点として、現行憲法で「**公共の福祉**に反しない限り」となっている箇所が「**公益及び公の秩序**に反しない限り」と変えられていることを指摘。「**公共の福祉**」とは権利と権利がぶつかる時の調整原理(=「自由権と経済的権利がぶつかったら自由権を優先しなさい」というような人権同士の調整原理)であり、「**公益及び公の秩序**」とは治安、国家秩序(=国が定めた利益と人権がぶつかった場合の調整を定める)であると解説しました。また、**96条改正案**は、立憲主義は民主主義の限界を定めており、民主主義で決められないことを憲法で定めているとして、過半数が必ず妥当するわけではないと述べました。

更に、新自由主義に言及し、「規制緩和して自由な市場原理で経済を活性化しよう！」が「勝つも負けるも自分の責任で国家の責任ではない」となり「勝者と敗者(勝ち組負け組)が生まれる」と話し、かつて貧富の差ができたので福祉国家をめざしてきたのにこれでは逆戻りであると指摘。その解決手段として「貧しくても君は日本国民だ」と言い含めて家族や伝統と文化を大事にするという愛国心教育を用いようとしていると批判しました。生存権としての**25条**を変えたいのも同じ発想からきており、前案で変えようとしていたことから分かるように将来的には**24条**も変えたい意向だと話しました。また、資本主義のグローバル化で覇権を握りたいアメリカからの「ヨーロッパはNATOが、アジアは日本が安全保障を担ってくれないか」という要請や日本財界が世界に出て行くに際して「背景に武力が欲しい」とか「国連の有効なメンバーでない困るので9条を変えろ」などの要請があると述べた上で、今の改憲論は、「**アメリカの要請**」「**新自由主義**」「**愛国心**」の3つの流れからきているらしいとまとめました。

押し付け憲法論については、日本国民が決められるように作られているので押し付けられたのは日本国民ではないと説明。また、自民党新憲法案のように根本的に変えるのは**改正ではなく新国家理念である**と強調しました。

最後に、「**憲法改正はもはや国際問題である**」と国際的視野から日本国憲法を考える重要性を説き、「憲法についての大議論を乗り越えた人達が将来の日本を背負って立てば、あと60年は持つのでは？」との思いを述べ、これを「**チャンスととらえよう!**」と呼びかけました。

質問コーナーでは、天皇、自衛隊、女性の権利について質問があったほか、「子供の頃から日本国憲法を誇りにすべきなのをしてこなかった、民営化、自己責任などうっかりしているうちにうまく利用されてきた」という指摘に対して小長谷さんが「自己責任、公益などニュアンスが変わってきているのに誤魔化されてしまう」と答える場面もありました。